

昭企法指第 20 号

昭島市情報公開・個人情報保護
運営審議会会長 大 野 隆 司

昭島市情報公開・個人情報保護運営審議会条例（平成10年昭島市条例第38号）の規定に基づき、下記のとおり諮問する。

令和 4 年 7 月 2 8 日

昭島市長 白 井 伸 介

記

諮問第 64 号

（仮称）昭島市個人情報の保護に関する法律施行条例（素案）について

諮問事項の詳細は、別紙のとおり

別紙 1

諮問第 64 号

（仮称）昭島市個人情報の保護に関する法律施行条例（素案）について

（説明）昭島市情報公開・個人情報保護運営審議会条例（平成10年昭島市条例第38号。以下「審議会条例」という。）第2条第1項の規定に基づき、次の事項について諮問する。

（仮称）昭島市個人情報の保護に関する法律施行条例（素案）
について

令和3年5月19日に個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の改正を含む、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号。以下「整備法」という。）が公布されました。

本市の実施機関における個人情報の取扱い等については、これまで昭島市個人情報保護条例（平成10年昭島市条例第37号）に基づき運用してきたところですが、令和5年4月1日からは、整備法第51条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）の適用を受けることとなります。

このことに伴い、昭島市個人情報保護条例に規定する事項の多くが法で規律されることとなるため、同条例を廃止し、その上で、法の施行に関し必要な事項については、新たに（仮称）昭島市個人情報の保護に関する法律施行条例を制定することで、必要な措置を講じたいと考えています。このことが審議会条例第2条第1項に規定する「個人情報保護制度に関する重要事項」に該当することから、意見を求めるものです。

なお、（仮称）昭島市個人情報の保護に関する法律施行条例の素案は、別紙2のとおりです。

別紙 2

(仮称) 昭島市個人情報保護に関する法律施行条例 (素案)

※ 検討段階の資料のため、審議会の議決により非公表とされました。

令和 4 年 9 月 7 日

昭島市長

臼 井 伸 介 殿

昭島市情報公開・個人情報保護
運営審議会会長 大 野 隆 司

昭島市情報公開・個人情報保護運営審議会条例に基づく諮問に
ついて（答申）

令和 4 年 7 月 28 日付け昭企法指第 20 号にて諮問のあった下記の件について、
別紙のとおり答申します。

記

諮問第 64 号

（仮称）昭島市個人情報の保護に関する法律施行条例（素案）について

答 申

諮問第64号

（仮称）昭島市個人情報の保護に関する法律施行条例（素案）について

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）第51条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）が市に直接適用されることに伴う条例整備に当たり、市から示された（仮称）昭島市個人情報の保護に関する法律施行条例（素案）の規定内容及びその考え方については、適当と認め了承する。